



長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 5月30日

長野県公安委員会委員長 塚田和男

○長野県公安委員会規則第8号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則（昭和35年長野県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第23条の2を第23条の3とし、第23条の次に次の1条を加える。

（適性検査の受検等の命令）

第23条の2 法第90条第6項又は第103条第5項に規定する命令は、適性検査受検命令書（様式第19号の2）又は診断書提出命令書（様式第19号の3）により行うものとする。

第24条第3項第2号中「第97条の2第1項第2号」を「第97条の2第1項第3号」に、「その者の免許が法第105条の規定により効力を失った日から起算して6月を超えない期間内に運転免許試験を受けることができなかつた」を「法第101条第1項に規定する免許証の有効期間の更新を受けなかつた」に改める。

第27条の2の次に次の1条を加える。

（更新時適性検査の通知）

第27条の3 法第101条の2の2第5項に規定する通知は、運転免許証更新時適性検査通知書（様式第22号の2）により行うものとする。

第28条の次に次の1条を加える。

（運転経歴証明書）

第28条の2 法第104条の4第5項に規定する申請は、運転経歴証明書交付申請書（様式第23号の2）により行わなければならない。

2 法第104条の4第6項の規定により交付する運転経歴証明書は、様式第23号の3によるものとする。

第33条第1項に次の1号を加える。

(4) 経由申請書

第33条第2項第10号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 運転経歴証明書交付申請書

様式第16号中「安全運転管理者」の次に「(副安全運転管理者)」を加える。

様式第19号の次に次の2様式を加える。

(様式第19号の2)(第23条の2関係)

第 号

適性検査受検命令書

年 月 日

住 所

様

長野県公安委員会 印

道路交通法第90条第6項(第103条第5項)の規定により、下記のとおり適性検査の受検を命じます。

記

適性検査を行う理由

適性検査を行う期日

適性検査を行う場所

備 考

(様式第19号の3)(第23条の2関係)

第 号

診 断 書 提 出 命 令 書

年 月 日

住 所

様

長野県公安委員会 印

道路交通法第90条第6項(第103条第5項)の規定により、下記のとおり医師
の診断書の提出を命じます。

記

診断書の提出を命ずる理由	
診断書の提出期限	
備 考	

様式第20号中「(第23条の2関係)」を「(第23条の3関係)」に改める。

様式第21号中「殿」を「様」に改める。

様式第22号中「殿」を「様」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

(様式第22号の2)(第27条の3関係)

第 号

運転免許証更新時適性検査通知書

年 月 日

住 所

様

長野県公安委員会 印

道路交通法第101条の2の2第5項の規定により、再度、下記のとおり適性検査を受けてください。

記

適性検査を行う理由

適性検査を行う期日

適性検査を行う場所

備 考

様式第23号中「殿」を「様」に、

「

検 査 期 日	
検査を受ける場所 (所在地)	

を

」

「

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
備 考	

に改め、

」

同様式の次に次の2様式を加える。

(様式第23号の3)(第28条の2関係)

(表)

(裏)

- (備考)
- 1 表側は白色のプラスチック板を、裏側は薄茶色のプラスチック膜を用い、プラスチック板の裏面にプラスチック膜をはり付けること。
 - 2 住所欄には、申請による取消し申請(以下「申請取消し」という。)時の免許証住所を表示すること。
 - 3 交付欄の交付年月日の右欄には、一連の番号を付し、枝番として優良、一般、違反者の区分に応じ、それぞれ1、2、3いずれかの番号を表示すること。
 - 4 種類欄には、申請取消し時の免許の種類を表す略号を、上欄左端から数えて、大型免許については1番目の項に、普通免許については2番目の

項に、大型特殊免許については3番目の項に、大型二輪免許については4番目の項に、普通二輪免許については5番目の項に、小型特殊免許については6番目の項に、下欄左端から数えて、原付免許については1番目の項に、けん引免許については2番目の項に、大型第二種免許については3番目の項に、普通第二種免許については4番目の項に、大型特殊第二種免許については5番目の項に、けん引第二種免許については6番目の項に、それぞれ記載すること。

5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

附 則

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

交通企画課

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則をここに公布する。

平成14年 5月30日

長野県公安委員会委員長 塚 田 和 男

○長野県公安委員会規則第9号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「運転代行業法」という。）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成14年内閣府令第35号）の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

(安全運転管理者等)

第2条 運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の2第1項に規定する安全運転管理者及び同条第4項に規定する副安全運転管理者については、長野県道路交通法施行細則（昭和35年長野県公安委員会規則第4号。以下この条及び次条において「道路交通法施行細則」という。）第15条、第16条及び第18条の規定を準用する。この場合において、道路交通法施行細

則第15条第1項中「府令」とあるのは「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成14年内閣府令第35号。次条において「読替え府令」という。）の規定により読み替えて適用される府令」と、「様式第12号」とあるのは「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年長野県公安委員会規則第9号。以下「運転代行業法施行細則」という。）様式第1号」と、同条第2項中「様式第13号」とあるのは「運転代行業法施行細則様式第2号」と、道路交通法施行細則第16条中「府令」とあるのは「読替え府令の規定により読み替えて適用される府令」と、「様式第14号」とあるのは「運転代行業法施行細則様式第3号」と、道路交通法施行細則第18条中「法」とあるのは「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。第20条において「運転代行業法」という。）第19条第1項の規定により読み替えて適用される法」と、「様式第16号」とあるのは「運転代行業法施行細則様式第4号」と読み替えるものとする。

（自動車の使用制限）

第3条 長野県公安委員会が、運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条第2項の規定による命令を行う場合においては、道路交通法施行細則第20条の規定を準用する。この場合において、同条中「法第75条第9項（法第75条の2第2項において準用する場合を含む。）」とあるのは「運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される法第75条第9項」と、「様式第18号」とあるのは「運転代行業法施行細則様式第5号」と読み替えるものとする。

（身分証明書）

第4条 運転代行業法第21条第3項に規定する職員の身分を示す証票は、様式第6号によるものとする。

附 則

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

(様式第1号) (第2条関係)

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">受付番号</div>				
<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">教 習 申 請 書</p> <p style="margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">長野県公安委員会 殿</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">申請者 ㊟</p> <p style="margin: 0; font-size: 0.8em;">自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の規定により読み替えて適用される道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号に定める自動車の運転の管理に関する教習を受けさせていただきます。</p>				
ふりがな 氏名			
生年月日	年 月 日生 (歳)			
住所				
現在の職務上の 地 位				
最終学歴	年 月 日 卒業・修了・中退			
自動車の運転又は安全運転の管理に従事した経験	期 間	事業者名 使用者名	職 名	仕 事 の 要
	年 月 から 年 月 まで	年 月 から 年 月 まで	年 月 から 年 月 まで	年 月 から 年 月 まで
	年 月 から 年 月 まで	年 月 から 年 月 まで	年 月 から 年 月 まで	年 月 から 年 月 まで
	年 月 から 年 月 まで	年 月 から 年 月 まで	年 月 から 年 月 まで	年 月 から 年 月 まで
	年 月 から 年 月 まで	年 月 から 年 月 まで	年 月 から 年 月 まで	年 月 から 年 月 まで
	年 月 から 年 月 まで	年 月 から 年 月 まで	年 月 から 年 月 まで	年 月 から 年 月 まで
自動車運転代行業者の営業所の名称、代表者の氏名及び所在地				
備 考				
出席 欠席	修了証書第 号			

- (備考) 1 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 出席・欠席及び修了証書番号欄は、申請者は記載しないこと。

(様式第2号)(第2条関係)

第 号

修 了 証 書

氏 名

上記の者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の規定により読み替えて適用される道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号に定める自動車の運転の管理に関する教習を修了したことを証する。

年 月 日

長野県公安委員会 印

(様式第3号) (第2条関係)

安全運転管理者(副安全運転管理者)資格認定申請書

年 月 日

長野県公安委員会 殿

申請者



自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の規定により読み替えて適用される道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号(第9条の9第2項第2号)の規定による安全運転管理者(副安全運転管理者)の資格認定を受けたいので申請します。

認定を受けようとする者の職務上の地位・氏名・生年月日

年 月 日生(歳)

安全運転の管理又は自動車の運転に従事した経験	期 間		職務上の地位又は仕事の内容
	年 月から 年 月まで	年 か月	
	年 月から 年 月まで	年 か月	
	年 月から 年 月まで	年 か月	
	年 月から 年 月まで	年 か月	

所属車両台数

二輪車以外の自動車 台 二輪車 台

安全運転の管理をしようとする自動車運転代行業者の営業所の名称、代表者の氏名及び所在地

所轄警察署長の意見

※資格認定

可 否

(備考) 1 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。

2 「二輪車」とは、大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。

(様式第4号) (第2条関係)

第 号
年 月 日

解 任 命 令 書

殿

長野県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74条の2第6項の規定により、あなたの選任している安全運転管理者（副安全運転管理者）の解任を、下記の理由により命じます。

営業所の名称及び 安全運転管理者 (副安全運転管理 者)の氏名	
理 由	

(備考) 新たに安全運転管理者（副安全運転管理者）を選任された場合は、15日以内に公安委員会へ届け出てください。

(様式第5号) (第3条関係)

交付年月日	・ ・
交付番号	
<p>自動車の使用制限書</p> <p>殿</p> <p style="text-align: right;">長野県公安委員会 印</p>	
命令の年月日	年 月 日
自動車運転代行業者の氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)及び住所	
自動車の使用の本拠の名称及び位置	
自動車の登録(車両)番号	
運転禁止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
運転禁止の理由	

(備考) この処分に不服があるときは、行政不服審査法の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に長野県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

(様式第6号) (第4条関係)

		第 号
身 分 証 明 書		
写 真	階級・職名	
	氏 名	
	上記の者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第21条第1項の規定による立入検査を行う警察職員であることを証明する。	
年 月 日	長野県公安委員会 印	

交通企画課